

紀州徳川藩における名勝和歌の浦の顯彰

—「望海樓遺址碑」・「奠供山碑」をめぐって—

藤本 清二郎（和歌山大学 名誉教授）

1. はじめに

1980年代末のバブル期マリーナ開発の下で、それと対抗する形で、名勝景観である「和歌の浦」、「歴史的景観」の価値再発見と保全の市民運動がとり組まれた。その運動に参加し、歴史研究を担う経験をした。その運動は1994年景観訴訟を生み、景観権議論の未成熟、敗訴ではあったが、その主張は鞆の浦景観訴訟における景観権承認で実現した。

「和歌の浦」地域では単体の文化財指定が一部存在したが、1995年不老橋の文化財指定、さらに2010年、「和歌の浦」が国の名勝に指定されるという成果が生まれた（2014年に追加指定）。さらなる追加指定も視野に入っている¹⁾。

筆者はここ数年古代～近世の景観変遷についての

新発見、新説提起を行っている（藤本論文2019・2022）が、本報告では江戸期を主に対象とする。玉津島神社、東照宮の位置、指定名勝「和歌の浦」の範囲について図1・図2を参照されたい²⁾。

2. 「名勝和歌の浦」の歴史性

(1) 「弱浦」・「明光浦」

「弱浦」・「明光浦」という表記は『続日本紀』卷九の神亀元年（724）10月5日条の聖武天皇玉津島行幸時の詔に出てくる³⁾。

＜史料1＞

辛卯、天皇紀伊国に幸したまふ。…また詔して曰はく、「山に登り海を望むに、此間最も好し。遠行を勞らずして、遊覧するに足れり。故

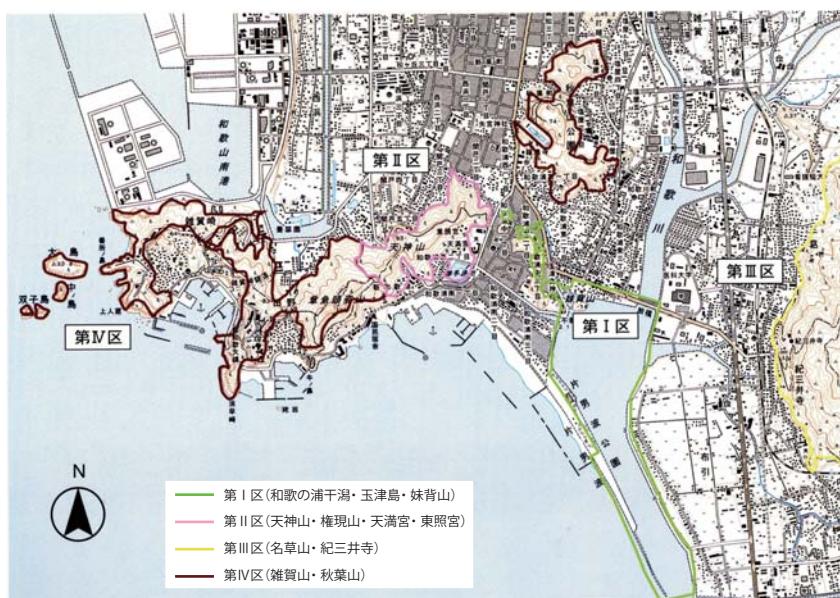


図 1 和歌山市 南部 和歌浦とその周辺



図2 名勝「和歌の浦」の範囲

に弱浜（わかのうら）の名を改めて、明光浦（あかのうら）とす。守戸を置きて荒穢せしむること勿かるべし。春秋二時に、官人を差し遣して、玉津嶋の神、明光浦の靈（みたま）を奠祭せしめよ」とのたまふ。

「明光」は中国の神仙郷を意味するとの新説を三木雅博氏がだされたので（村瀬他著書2016）、筆者は弱浜（よわはま）、明光（めいこう）浦との読みが適切であると、説を提示している（拙稿2019）。

（2）「玉津島山」・「若の浦」

「玉津島山」・「若の浦」との表記は次の山部赤人長歌・反歌に出てくる。（村瀬1995）

<史料2>山辺赤人

やすみしし わご大君の常宮と 仕え奉れる
雑賀野ゆ そがひに見ゆる 沖つ島
清き渚に 風吹けば 白浪騒ぎ 潮干れば 玉藻
苅りつつ 神代より 然ぞ貴き 玉津島山

反歌二首

沖つ島 荒磯の玉藻 潮干満ち い隠り行かば
思ほえむかも
若の浦に 潮満ち来れば 渴をなみ 葦辺をさ
して 鶴鳴き渡る

「玉津島山」「若の浦」の原表記⁴⁾は「玉津嶋夜麻」、「若浦」である。これらの表記からその後の景観名や地名が発生した。近世における、聖武天皇の和歌浦・玉津島行幸に関する所論の文献的根拠はこれ以外にないので、ここに提示しておく。なお、筆者は上記の詔と長歌から伺える古代景観について次のような構造図（図3）を想定し、試論として公表している（拙稿2022）。また、現在の龜供山周辺の地図（図4）を示しておく。

3. 近世前期、徳川頼宣と和歌の浦

ついで、近世前期における紀伊徳川家（徳川頼宣）の「和歌の浦」政策の概略を見ておく。三段階の展

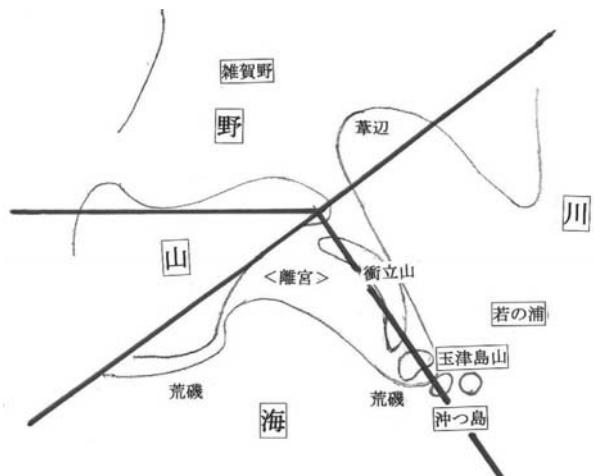


図3 玉津島・和歌の浦の景観構造図



図4 現在の龜供山周辺地図
(『名勝和歌の浦保存管理計画書』より転載、加筆)

開がみられる（筆者共著1993、筆者著書2019）。

（1）1620年代 東照宮の勧請＝徳川体制の確立

元和5年（1619）に紀州和歌山に入部し、同6年（1620）和歌浦西部の天神山中腹東部に東照宮（初め東照社）の社地を卜定し、同7年天海の導師によって遷宮された。この事業の目的は神格化された徳川家康の庇護を受け、領土の鎮護を図るものである。その場所は和歌浦湾に南面する「勝地」であり、「意にかなふ風景」（正保3年（1646）「東照社縁起」第5巻詞書）であったが、久能山との類似性があった。

社地の西側には天神社（菅原神）が先に存在し、社地の割譲強制が行われたが、既存の玉津島社・天神社は「ともに光をそへて（東照社を：引用注）擁護」するものと位置づけられた。すなわち土地神・地主神の動員が図られたのである。なお、和歌山城

から約1里の距離にあり、参詣道（和歌街道）には松並木の植栽が行われ、莊嚴化が図られた。古代以来の聖地・文化憧憬地が城下に結合され、取り込みが図られたとも理解される。

元和7年（1621）からは毎年和歌祭が開催されたが、民衆支配の装置というよりも、「風流（趣向）の祭典」という祝祭説が近年強調されている（米田著書2010）

（2）1640年代末～50年代 妹背山（島）経営

慶安元～2年（1648・49年）和歌浦東部の玉津島社のすぐ近く、海中妹背山（島）に法華教題目石が埋納された。これは側室お万（徳川頼宣母養珠院）が家康を追善するため、信仰する日蓮宗僧日護の助言により、広く題目石の寄進を募り、これを同島の巖中に埋納したもので、その後多宝塔が設置され、近くの陸部に養珠寺が建立された。

この島に寺庵（海禪院）が設置され、慶安4年（1651）に莊嚴環境保持のため制札が懸けられて多宝塔を主とした参詣地となると同時に、島に渡る三断橋と紀三井寺遙拝水閣（後に觀海閣）が設置されたことにより、名草山・紀三井寺の遙拝という古代文化（万葉集）と結合した景観環境が形成された（後に民衆が広く利用する名所となる）。

（3）1660年代 玉津島社の祭礼復活

浅野氏時代、慶長11年（1606）玉津島社の社頭に神殿（本社）が「再興」され（棟札）、徳川氏の下で鳥居・玉垣等の整備後、万治3年（1660）に舞殿（拝殿）が設置され、境内の整備が完成した。

その後は法楽和歌奉納を契機とした仙洞御所・禁裏御所との関係が深まることが注目される。すなわち、寛文4年（1664）6月に後西上皇法楽和歌五十首が奉納され、宝蔵が設置された。これをきっかけに徳川頼宣の働きかけおよび照高院道晃法親王の仲介で、後西上皇の院宣の形をとて、同年12月に「玉津島社祭式勘文」（吉田卜部兼連）が出され、翌年正月頼宣は祭典実施を指示した。これによって同社祭典が復活する運びとなった（同社春秋祭礼への両御所からの使者派遣は18世紀以降）。

頼宣は寛文8年7月に「和歌のうらに光をそふる玉津島 はしなき道の末もたのもし」との和歌を奉納し、玉津島社の位置づけを示した。とはいえた玉津島社・天神社・矢宮は「東照宮境内一円」（寛文9年寺社奉行連署状）にあり、東照宮（両部神道）別当寺雲蓋院による玉津島社（唯一神道）支配が行われた。

4. 近世後期、徳川治宝等の歴史顕彰運動

近世後期においては第10代藩主徳川治宝の動きが注目されるが、儒学者・神主・民衆の動きも視野に入れる（筆者著書2019）。

（1）和歌祭の再興隆・活発化—町人勢力の変化

寛政12年（1800）餅搗踊が出版業帶屋伊兵衛（高市志友）等の力で再興され、また文政4年（1821）相撲取り200人（町方・在方）が見られるようになった（米田著書2010）。これらの動きの背景には i) 町人勢力の経済力伸張、ii) それは城下東部の地域拡大に見られ、総じていえば都市文化の成熟といえよう。

（2）玉津島社への禁裏・仙洞使者春秋派遣

明和3年（1766）から毎年春秋2回、玉津島社祭礼に禁裏御所の使者が派遣されるようになった（仙洞御所は明和8年から）。そして閑白近衛内前から神輿が寄付された。この使者派遣は明治3年（1870）迄続く。また後桜町上皇は天明3年（1783）4月に身分を伏せて自ら玉津島社へ赴いた。

（3）徳川治宝期の歴史顕彰運動の特質

第10代藩主徳川治宝は藩主時代及び隠居後に活発な「和歌の浦」顕彰の措置を執り、奠供山周辺に顕彰碑等を建立した。①望海楼遺址碑、②玉津島頓宮碑、③奠供山碑、④不老橋が注目されるが、章を改め①と③を取り上げ、從来見過ごされてきた問題点にふれ、この時期の文化財顕彰の特質を指摘する。

5. 望海楼遺址碑をめぐって

文化10年（1813）3月徳川治宝が仁井田好古に撰

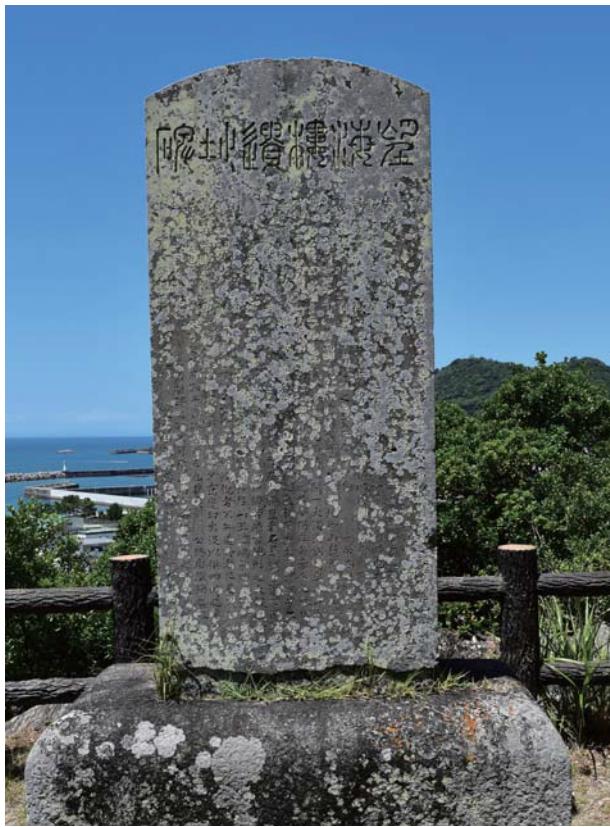


図5 望海楼 遺址碑

文を命じ、「望海楼遺址碑」(図5)⁵⁾が市町の東端（奠供山南西、）浜に建立された。なお、後に玉津島社南東に、明治末には奠供山上に移された。

この碑文は、天平神護元年（764）10月朔日に称徳天皇の行幸があり、「南の浜、海を望む楼に御しまして、雅楽と雜伎とを奏らしめたまふ」⁶⁾との記録を引き、「海を望む楼」について、「御南浜望海楼」、「望海楼所処猶或可考」、「南浜之東数百歩至玉津嶋」（仁井田好古「望海楼遺址碑」）とその解釈を述べている。また仁井田が編纂に関わった『紀伊続風土記』には「市町の東の端、丹後松の側にあり、…これより西の方、古の南浜といひし地なれば、望海楼を築かれし処なり」と記されている。何れも矛盾のない『続日本紀』の妥当な解釈である。

しかし、文化8年（1811）に刊行された『紀伊国名所図会』には挿絵「望海楼」(図6)が掲載され、古代「望海楼」が海浜に近い険しい山上に存在したかの如く描かれている。

何故山上に描かれたのかについて推測すれば、聖

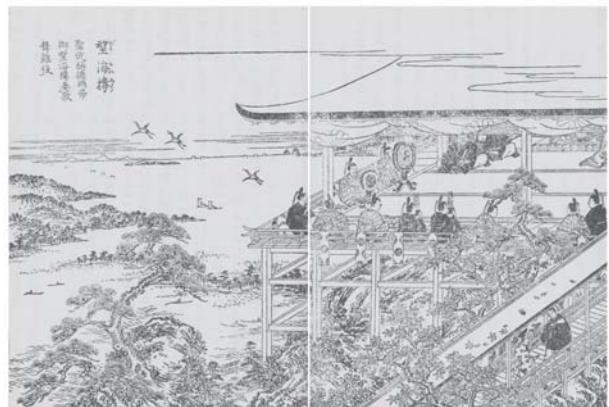


図6 望海楼 想像図（『紀伊国名所図会』）

武天皇行幸時の詔にある「登山望海」と称徳天皇行幸時の「望海楼」とが同一の事態・施設と見なしたからであろう。『紀伊国名所図会』編者高市志友は「登山望海」に根拠なく「楼」をつけて早とちりしたのである。称徳天皇行幸時の「楼」は明らかに浜に設置されており、混乱が持ち込まれた。

なお、『紀伊国名所図会』の挿絵は西村中和が描いているが、高市志友執筆の本文（解説文）では、（千畳敷との箇所の説明で）「望海楼の遺跡はここみにあらず」「臘山（後の奠供山：引用注）」「大相院境内の峯（後の雲蓋山：引用注）」として場所不詳説を探っている。いずれにしても山上説に固執している。画家西村中和は高市の論に合わせて描いたと推測される。この絵の影響は大きく、後世の人々の「望海楼」イメージを決定付けた可能性がある。確かに山上の方が、「望海」に視野の拡がりを得させることができる。『紀伊国名所図会』読者の心を読んでいたのである。聖武行幸時の「望海楼」は高殿（=盆踊りの櫓のようなもの）であり、このリアリティが排除され、事実が滅失された。すなわち文化普及における「民衆迎合」・販売優先という問題が指摘されるのではなかろうか。

6. 奠供山碑に関する事実

(1) 拝所建設の経過

図7のように山上に壇の拜所とその脇に「奠供山碑」(図8)が設置されている。従来は「奠供山碑」

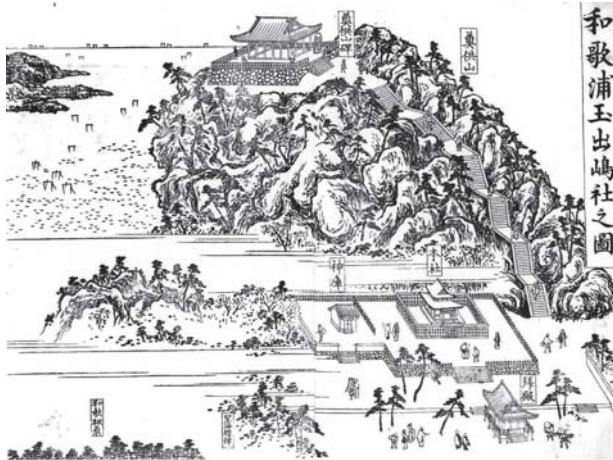


図7 玉津島社境内図（玉津島神社文書）

の碑文のみでその内容を解釈してきたが、玉津島神社文书中に関係史料が確認されたので、それらを年代順に紹介し、流れと特質を検討する。

<史料3>天保2年（1831）9月 奠供山拝所建
設寄進帳（『神社文書』92）⁷⁾

当社玉津島神殿の西裏に有之候山は、いにしへ聖武帝を初め奉り、孝謙帝・桓武帝の三帝、相繼て御幸在せられし頃々奠供山と号し、眺望他にまさりし旧地にて候ニ付、此度古の如く道を開き、貴賤猶もわかの浦の絶景を賞美仕候やういたし度、内願書出し候処、願之通御免なし下され、西浜御殿（徳川治宝）よりハ白銀拾枚御内々御寄附被為在候、何卒来辰の春迄に成就仕度候間、当社御信心の御方々、多少ニ限らず御寄進可被下候様いたし度候、御姓名此帳江御記し可被下候、於二神前一猶も御繁栄の御祈祷いたし度奉存候、

天保二年卯九月 玉津島社司
高松上総介用所 囂

これによれば、玉津島社神主高松上総介（房躬）は拝所建設の内願を出したところ御免（許可）となり、治宝から白銀10枚が寄附された（傍線部）。奠供山碑の建立は奠供山上「拝所」整備（登山道を含む）の一部であり、神主が発案し、藩へ出願した取

り組みであったことがわかる。この9月は経費の募金を始めた時であるが、天保3年（1832）9月「卯ノ日講加入勧誘連署状」（『神社文書』95）に「去（天保2年：引用注）春より地ならし相初め、作事に取掛り罷在候」とあり、この事業の着手は天保2年春以前、天保元年に遡ると推測される。また「来辰」（天保3年）春に完成予定であったことが窺われる。出願は後出史料6に天保2年「卯五月」「願済」とある。出願以前に作業が開始されていた。

次の史料からは禁裏御所との交渉の様子が分かる。

<史料4>天保3年5月21日 書状（拝所建設後
の祭祀計画）（『神社文書』93）

四月廿一日附御札、同廿四日届致拝見候、…然者其節御内談之儀ニ付御別舟被遣、委細其表之趣承候、尤早速渡辺へも被仰示候趣得与及内談置候儀ニ御座候、先頃承置候通、御普請皆出来之儀者當秋ニ也可相成由、其意も相含申談候処、大概右御成就之頃ニ至御願立可然哉与心付候間、①此節取扱之儀ハ先見合申候、將又御別舟御願文之内ニ、右此度之一件者紀州公へ御願立之上、②江戸表へも御伺済ニ相成御再興与申儀、御書加可然候間、右被遣候ハ③別紙一先致返却候、御書加有之、其上無程皆御出来之頃ニも相成候ハ、其趣を御書取被成候而可被遣候、…④前以容易ニ御他言等御無用に被下候、何卒程能取扱候心得ニ罷在候、猶右余万々期後便候条、略筆御報意如此御座候、恐惶頓首、

五月二十一日 （御執次衆）虫鹿東市正
高松上総介様 ⑤内事御返報
(追伸、略)

これは天保3年（1832）5月の禁裏取次衆から神主に宛てた手紙である。これによれば4月21日神主から禁裏へ「望祀之礼」再興につき許可依頼が出され（24日到着）、これに対して禁裏取次衆の5月21日回答返書では、紀州公（藩主）への出願、江戸表（幕府）伺いが必要であり、ひとまず返却、「御出来

之頃」再度申請するようにとのことであった。あわせて「内事」、他言無用との厳しい対応喚起が示されている。

(2) 碑文の検討

このような前提を確認した上で、「奠供山碑」碑文⁸⁾を検討する。

<史料5>奠供山碑

天保壬辰の秋九月、①奠供山の功始まり竣わる。
祀典また率(おおむね)旧章を復す也。…茲(ここ)山也(や)、②南に玉津島神祠を抱え、西に峙(そばだ)つ海岸、絶巖百有余を仞(はか)る。波濤の衝撃する所鑿穿し、刀削す。殆んど近づくべからず。唯、正に東に陵夷す、而して攀躋(はんせい)すべし、登ること僅か数百歩、而して和歌浦の勝、挙げて眼底に在り。登覧の美、これにおいて最とす。聖武帝神龜の幸、詔



図8 奠供山碑 現在は玉津島神社境内に設置
(和歌山市提供)

して曰く。登山望海この間最も好し、…按するに茲山祠傍に聳え、而して浦上に臨み、則ち春秋の祭饌必ず奠供し、ここにおいて③蓋し望祀之礼を用う也。…奠祭終に廢す、登る者また稀にして、山径蕪穢して攀るを得るべからず。…然るに④望祀之礼未だ復せず、荒径なお依然とす。

⑤我公盛跡の湮没を悼み、復することを命じて、臣好古謹んで命を奉(うけたまわ)り、乃ち之を祠官高松房躬に謀る。志を古きに有する者また來りて役を助く。ここにおいて頑石を転し、圮壊を補い、或いは域を夷らにし、嶝道を級とし、既に從容緩歩を成し、以ってその巔(いただき)山椒を凌ぐべし、又以って曲欄を繚(めぐ)らすこと、広さ三丈、長の三倍。然る後、登臨之美殆んど復旧と觀えり。…終に古え湮没の觀を復し、而して千載廢闕の典を振る。それ、以て記すること無かるべけんや。

天保三壬辰秋九月 正二位行權大納言⑥藤原実堅卿題額、仁井田好古謹撰し并に書す。

これによると、i) 天保3年(1832)9月に竣工した(下線①)が、ii) 隠居藩主徳川治宝の命で仁井田好古が意を受けて神主高松房躬へ伝え謀った事業である(⑤)。iii) 拝所建設目的は「望祀之礼」復活であり、これは仁井田好古の示唆(論拠③④)で、iv) 題額の揮毫者⑥は禁裏武家伝奏であり、禁裏との繋がりが窺われる。この内容の点検は後で行う。

i) の竣工時期については小津久足「熊野紀行」天保4年(1833)2月29日の記事に「奠供山…山のうへ…かき(垣)つくりめぐらしたるハ…ちか(近)きほとに樓をつくると也とそ」⁹⁾とあり、なお未完成であった。然るに、当初天保3年春の予定が、半年遅れて同年9月に延期されたが、実質はさらに半年を要したと理解される。碑文は予定の天保3年9月竣工を前提に撰文され、制作された。

(3) 「卯ノ日講」勧化

すでに述べたように、経費確保のため天保2年9

月に家臣向けの講加入勧誘が開始され、翌天保3年9月に近隣民衆向け「卯ノ日講御連中」（頼母子）募集が始まられた（『神社文書』95）。その間、天保3年4月に神主は領内勧化促進を要請し、藩は領内に照会したが、勢州三領では「断」との回答があり、9月「在々相対勧化願い」取り扱わざとなつた。しかし12月には再度、廻村勧化許可を申請し、松坂奉行の助言を得て天保4年3月～5月に三領大庄屋が回答し、「多少寄進取扱」（松坂領）となつた。6月に松坂奉行から藩府へ連絡があつた。その回答の一部は次のようにある（下線部注目）。

<史料6>天保4年6月14日「勢州三領大庄屋申状」（『神社文書』99）

玉津嶋社神主高松上総介方去ル卯五月願済ニ而、社頭之西裏奠供山江拝所再興いたし、春秋之祭礼も古のことく相初候付、…社柄之儀勸化筋与者品も違候儀ニ付、一円御断申上候儀も難出来儀ニ御座候ハヽ、…多少寄進取計候様為仕度奉存候、其節村毎相廻り候儀を申募り、強而勧方等無之様被仰付置被下候様仕度段、彼是又申出候儀ニ御座候、右者無拠儀ニ御座候間、宜敷御料簡被成遣候様仕度奉存候、依之御請申上候、以上、

巳（天保4）四月

松坂領川浜共大庄屋共

勢州三領の支配形態は、藩府—松坂城代—勢州三領各代官—各組大庄屋—各村となつてゐるが、時節柄いゝたん勢州三領村々から拒否されたものを、再度の要望で部分的な勧化を確保している。再度の要望過程で松坂奉行等を通じて治宝等の天の声があつたと見ることもできよう。領内勧化の企画・実行は玉津島神社（高松房躬）の行動力に負つてゐた。

ともあれ徳川治宝の支援があつて、高松房躬は山上の「拝所」の設置を実現した。ただし「望祀之礼」が実現したか否かは不詳である。碑文はこのような過程の一部を反映しているが、全てではなかつた。

（4）儒者仁井田好古と神主高松房躬

碑文に関して、仁井田は方角を誤解するという決定的に重要な誤りを犯している。史料5傍線部②には「南抱玉津島神祠、西峙海岸、絶巖壱百有余」「東陵夷」（原文）とあるが、これは奠供山の東に位置する神社を南と認識し、南に位置する切り立った崖を西とし、北になだらかとなつてゐるもの、仁井田は東と理解している（図4）。確かに巖は西・南両方向にあるが、神社の位置を山の南とするこことはあり得ない認識である。太陽を見れば一目瞭然の筈である。

何故このような誤りが生じたか。起草者仁井田好古は執筆時に現地を訪れていないと思われる。同人（明和7～嘉永元年〈1770-1848〉）の地誌編纂・歴史研究歴は次のようにある。

文化3年（1806）『紀伊続風土記』新選御用開始、領内各地へ

同8年 再開（総裁）

同10年3月～紀伊北部巡見（43歳）、中断

*執筆調査は子源一郎・本居宣長・加納諸平

天保2年（1831）2月 再開、頭取（61歳）

同10年 完成

天保3年9月 奠供山碑碑文撰述（62歳）

仁井田好古は文化10年（1813）43歳の時「望海楼遺址碑」の碑文を撰文したが、「奠供山碑」の撰文は62歳で還暦を過ぎてゐる。『紀伊続風土記』の執筆は弟子・後輩が担当し、頭取役であった。このような状態と無関係ではなかろう。

また仁井田好古は聖武天皇行幸の際に「望祀之礼」が行われたと断定し、未回復であり（史料5下線部③④）、今回それを実現しようと神主高松房躬に論拠を提供したと推測される。しかし、先に紹介した『続日本紀』の記事以外残されてゐるのであるから、地理的な蓋然性（推測）しか存在しないが、方角の錯誤があり、信用できない。「望祀之礼」は中国古代の（国見）儀式の様式であるが、年齢とともに実

証性学究態度から、儒学の訓詁学的理解に後退したとみられる。

以上のように、仁井田好古の奠供山碑撰文作業には思いこみが強く、実地の調査不足があった。

一方、拝所の建設・奠供山碑の設置に関し、神主高松房躬は受け身の存在ではなく、同人の企画構想力、京都（禁裏・仙洞、女御、地下官人）との人脈、広範な資金調達の構想・実行力によって実現したと理解すべきである。ちなみに、18世紀半ば頃以降、玉津島社の代々神主は1年に2回は上京（春秋祭礼使者派遣の打ち合わせ）していた。

神主高松房躬は拝所・奠供山碑の設置により、徳川治宝・仁井田好古の事績顕彰の思惑をはるかに超え、神社再興拡張運動となった。禁裏をも巻込み、朝幕関係にふれる古代天皇行事を復活しようとした。

7. おわりに

上記の検討を通じて、①古代歴史像・景観に関する誤解の固定化、虚構発生の危惧、②奠供山碑建立の実相提示、③観光・活用の陥穀、④顕彰の要検証という四点を指摘しておく。

少し説明を加えておこう。①は、何故『紀伊国名所図会』望海楼が奠供山上に描かれたのか。継承されるべき事実が歪められ、現代の学術研究への影響もある。そこには、近世のポピュリズムともいるべき「大衆迎合」が存在した。真贋判断が必要ということである。②は、これまでの分析では奠供山碑建立は徳川治宝の事績に収斂されていた。複数者の意向、とくに神主の企画実行力や近世禁裏との交流が評価されるべきで、儒者碑文の相対化が必要である。③は、文化遺産の観光化つまり文化の民衆的拡散には+−の両面性があるので、危険性回避の方策を用意しておくことが必要である。

①②③を克服しつつ文化財を保存・活用するためには、甲乙なく文化遺産を継承しつつ、絶えざる検証を伴う必要があること（④）を肝に銘じておくべし、と提言して稿を終える。

【註】

- 1) 現在和歌山市が進めている歴史的風土維持向上事業の和歌の浦ガイダンス施設設置場所（後掲図4玉津島神社の南側）が、赤人の長歌に詠まれた「荒磯」を彷彿させる古代的景観を有し、かつ昭和4年（1929）不老橋の景観を取り込んだ近代建築・庭園「福島嘉六郎邸」が造られたことが最近明らかとなり、名勝地の追加指定が課題となっている。
- 2) 和歌山県教育委員会 2010『和歌の浦学術調査報告書』掲載。近世以来の行政単位「和歌浦」（和歌村）は図1の第Ⅰ区と第Ⅱ区及びその間とその北部。名勝指定は図Ⅱと図Ⅰの第Ⅱ地区（追加指定）
- 3) ルビ解説（（ ）内表記）は1992『新日本古典文学大系 続日本紀二』（岩波書店）
- 4) 佐竹昭広他 1968『万葉集 本文編』（塙書房）
- 5) 碑文全文は『紀伊続風土記』、蘭田香融共著 2013に掲載されている。
- 6) 『続日本紀』卷26、『新日本古典文学大系』訳
- 7) 筆者編『紀州玉津島神社文書』（和泉書院2023刊予定）の文書掲載番号、所蔵者文書番号とは別。
- 8) 漢文表記を筆者が和文訳文に改めた。一部多田道夫氏の訓読み参照。碑文全文は『紀伊続風土記』・蘭田香融共著 2013に掲載されている。砂岩製の碑石は約180年が経過し、表面剥離が進行している。
- 9) 佐藤顯 2019『紀伊靈場と近世社会』（清文堂出版）

【参考文献】

- 藤本清二郎 1993「紀州徳川家と和歌の浦」（蘭田香融監修『和歌の浦－歴史と文学－』）（和泉書院）
村瀬憲夫 1995『紀伊万葉の研究』（和泉書院）
和歌山県教育委員会 2010『和歌の浦学術調査報告書』
米田頼司 2010『和歌祭－風流の祭典の社会誌』（帯伊書店）
蘭田香融・藤本清二郎 2013『増補版歴史的景観としての和歌の浦』（ウイング出版部、1991初版）
村瀬憲夫・三木雅博・金田圭弘 2016『和歌の浦の誕生－古典文学と玉津島社』（清文堂出版）
藤本清二郎 2019『和歌の浦・玉津島の歴史』（和泉書院）
藤本清二郎 2019『古代玉津島の地形環境と近世『奠供山碑』（上）・（下）』（『和歌山地方史研究』第77号・第78号）
藤本清二郎 2022『近世玉津島の景観と古代『明光』』（『和歌山地方史研究』第83号）

【図版出典】

- 図1、2 和歌山県教育委員会 2010『和歌の浦学術調査報告書』より
図4 和歌山県教育委員会 2012『名勝和歌の浦保存管理計画書』より
図5 著者撮影
図7 拙著 2019『和歌の浦・玉津島の歴史』より
図8 和歌山市提供